

別表2 令和6年度水質管理目標設定項目検査の項目及び頻度

番号	検査場所・頻度等 項目	碧南市の採水地点及び検査計画頻度(回/年)					検査頻度設定(省略等)の理由
		第2配水場 二本木町4-37	農業活性化組合 江口町3-27	緑地公園 港本町	鶴ヶ崎区事務所 山神町7-40	個人住宅 大久手町4	
目01	アンチモン及びその化合物	-	-	-	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。
目02	ウラン及びその化合物	-	-	-	-	-	
目03	ニッケル及びその化合物	-	-	-	-	-	給水過程で濃度の上昇する資機材等は使用していないため検査は省略します。
目04	削除(亜硝酸態窒素)	-	-	-	-	-	亜硝酸態窒素は水質管理目標設定項目から削除されました。(基準項目へ)
目05	1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。
目06	削除(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	-	-	-	-	-	トランス-1,2-ジクロロエチレンは水質管理目標設定項目から削除されました。
目07	削除(1,1,2-トリクロロエタン)	-	-	-	-	-	1,1,2-トリクロロエタンは水質管理目標設定項目から削除されました。
目08	トルエン	-	-	-	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	-	-	-	-	-	
目10	亜塩素酸	-	-	-	-	-	消毒材として二酸化塩素を使用していないため検査は省略します。
目11	削除(塩素酸)	-	-	-	-	-	塩素酸は水質管理目標設定項目から削除されました。(基準項目へ)
目12	二酸化塩素	-	-	-	-	-	消毒材として二酸化塩素を使用していないため検査は省略します。
目13	ジクロロアセトニトリル	-	-	-	1回/年	-	消毒副生成物は給水過程で濃度が変化するため検査を実施します。
目14	抱水クロラール	-	-	-	1回/年	-	
目15	農薬類	-	-	-	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。
目16	残留塩素	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	定期水質検査(水質基準項目)で実施します。
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
目18	マンガン及びその化合物	-	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
目19	遊離炭酸	-	-	-	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。
目20	1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	-	-	-	-	-	
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	-	-	-	-	-	
目23	臭気強度(TON)	-	-	-	-	-	定期水質検査で臭気を検査するため検査は省略します。
目24	蒸発残留物	-	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	定期水質検査(水質基準項目)で実施します。
目25	濁度	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	
目26	pH値	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-	-	-	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。
目28	従属栄養細菌	-	-	-	1回/年	-	給水過程で細菌が増殖する可能性があるため検査を実施します。
目29	1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。
目30	アルミニウム及びその化合物	-	4回/年	4回/年	4回/年	4回/年	定期水質検査(水質基準項目)で実施します。
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	-	-	-	1回/年	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目ですが、水道水の信頼性確保のため水質検査を実施する

給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目については、幸田浄水場及び豊田浄水場の水質検査結果で目標値に適合しているか判断します。